

### 注意事項(必ずご確認ください)

①	被保険者本人以外が申請する場合は、本人の了承を得てください。 ※本人が亡くなられた場合を除く
②	送付先の修正や削除には、必ず申請が必要です。 送付先の方が転居等をした場合は、再度申請をしてください。
③	現在の送付先から別の送付先に変更をする場合、必ず変更前の送付先の方の了承を得てください。 必要に応じて、変更前の送付先の方に市から確認を行うことがあります。
④	既に発送準備の整った書類は、変更前の送付先に届くことがあります。
⑤	この届出は、介護保険関係書類及び後期高齢医療関係書類の送付先を変更するものです。 その他の書類の送付先変更を希望される場合は、各担当課にご相談ください。
⑥	送付先が本人以外の場合は、宛名に本人の氏名が併記されます。 (ただし、本人が亡くなられた場合は併記されません)